



# NEWS RELEASE

平成 19 年 12 月 21 日

各 位

上場会社名 株式会社ジー・エフ  
(コード番号 3751 東証マザーズ)  
(URL <http://www.gf-net.co.jp/>)  
本社所在地 東京都文京区大塚三丁目 20 番 1 号  
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 仲吉昭治  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 社 長 室 長 加藤伸一  
TEL (03) 5978-2261 (代表)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 12 月 21 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 20 年 1 月 29 日開催予定の第 20 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 将来の事業展開および多様化に備えるため、現行定款第 2 条の事業目的に追加を行うものがあります。
- (2) 東京証券取引所が上場会社の企業価値および国際競争力の向上を支援する観点から、企業行動に係る制度整備として、東京証券取引所の定める有価証券上場規程(以下「規程」という。)が改正(平成 19 年 11 月 1 日施行)され、企業行動規範として上場内国株券の発行者は、取締役会、監査役会または委員会および会計監査人を置く(規程第 439 条)こととなったため、新たに「監査役会」を設置するとともに、第 6 章に「会計監査人」の追加を行うものであります。併せて、「監査役会」の設置に伴い、第 5 章「監査役」に所要の変更を行うものであります。
- (3) 上記各変更に伴い章および条数の変更、所要の文言の整備等を行うものです。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

変更のための株主総会開催日	平成 20 年 1 月 29 日
変更の効力の発生日	平成 20 年 1 月 29 日

以上

別紙

定款変更案

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>第1条 (条文省略) (目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 情報通信システムならびに情報通信システム機器の開発および販売</p> <p>2. ∫ (条文省略)</p> <p>5.</p> <p>6. 住宅の増改築、建替えおよび住宅リフォーム</p> <p>7. ∫ (条文省略)</p> <p>13.</p> <p>14. 販売促進に関する指導ならびに講習会、研修会の開催</p> <p>15. ∫ (条文省略)</p> <p>16. ( 新 設 )  ( 新 設 )</p> <p><u>17.</u> 当社がその株式もしくは持分を所有する他の会社に対し、経営指導および人事、総務、経理等の管理事務業務の受託</p> <p><u>18.</u> 次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする</p> <p>① 携帯電話レンタル事業</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>第1条 (現行どおり) (目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 情報通信システムならびに情報通信システム機器の開発・<u>運用</u>および販売、<u>賃貸、請負、設置、修理ならびに保守</u></p> <p>2. ∫ (現行どおり)</p> <p>5.</p> <p>6. 住宅の増改築、建替えおよび住宅リフォーム、<u>環境樹脂材の販売、コーティング工事</u></p> <p>7. ∫ (現行どおり)</p> <p>13.</p> <p>14. 販売促進に関する指導ならびに<u>説明会、講習会、研修会</u>の開催</p> <p>15. ∫ (現行どおり)</p> <p>16.</p> <p><u>17. 人材の紹介および派遣に関する業務</u></p> <p><u>18. 生活情報およびその媒体の企画、製作ならびに販売</u></p> <p><u>19.</u> 当社がその株式もしくは持分を所有する他の会社に対し、経営指導および人事、総務、経理等の管理事務業務の受託</p> <p><u>20.</u> 次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする</p> <p>① 携帯電話レンタル事業</p>

<p>② 情報通信ソリューション事業  <u>19.</u> 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>第3条  ┆ (条文省略)</p> <p>第 27 条</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 監査役</b>  (監査役の設置)</p> <p>第 28 条 当社は監査役を置く。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 29 条 当社の監査役は、<u>3</u>名以内とする。</p> <p>第 30 条  ┆ (条文省略)</p> <p>第 31 条  (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>② 情報通信ソリューション事業  <u>21.</u> 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>第3条  ┆ (現行どおり)</p> <p>第 27 条</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 監査役および監査役会</b>  (監査役および監査役会の設置)</p> <p>第 28 条 当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 29 条 当社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p>第 30 条  ┆ (現行どおり)</p> <p>第 31 条  (常勤監査役)</p> <p>第 32 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 33 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第 34 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 35 条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第 36 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>
---	--

<p>第 32 条 ┆ (条文省略)</p> <p>第 33 条  (新 設) (新 設)  (新 設)  (新 設)          (新 設)          (新 設)</p>	<p>第 37 条 ┆ (現行どおり)</p> <p>第 38 条</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 会計監査人</b></p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第 39 条 当社は会計監査人を置く。</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第 40 条 会計監査人は、株主総会の決議によつて選任する。</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第 43 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の監査法人(監査法人であつた者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によつて免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間で、同法 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>
<p>第 34 条 ┆ (条文省略)</p> <p>第 37 条</p>	<p>第 44 条 ┆ (現行どおり)</p> <p>第 47 条</p>

以 上